

○黒部市コンベンション開催支援補助金交付要綱

平成19年11月30日

黒部市告示第63号

改正 平成22年10月27日告示第58号

平成24年7月9日告示第64号

令和3年3月31日告示第34号

(趣旨)

第1条 この要綱は、黒部市補助金等交付規則（平成18年黒部市規則第34号。以下「規則」という。）第2条及び第3条の規定により、黒部市コンベンション開催支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、黒部市の将来都市像である「大自然のシンフォニー 文化・交流のまち 黒部」の基本理念のもと、交流人口の拡大や滞在型観光客の増大を図りながら、活力ある地域づくりの実現をめざすため、黒部市内で開催されるコンベンションの主催団体及び黒部市内の宿泊施設を使用するコンベンションの主催団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(平24告示64・一部改正)

(補助金の交付対象)

第3条 この要綱における「コンベンション」とは、次の要件を満たす各種の会議・大会及び学会、修学旅行、合宿等のことをいう。

- (1) 黒部市内で開催又は宿泊すること。
- (2) 政治活動、宗教的活動でないこと。
- (3) 営利を目的としないこと。
- (4) 公序良俗を害するものでないこと。
- (5) 参加者のうち富山県外から参加する者で黒部市内の民間宿泊施設に宿泊する者の延べ人数が50人以上であること。
- (6) 開催にあたり黒部市から別に直接的な財政支援を受けていないこと。
- (7) 主催する者が団体の場合、その構成が国又は地方公共団体のみでないこと。

(平24告示64・一部改正)

(補助金の対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、次のとおりとする。

対象経費	補助率
各種の会議・大会及び学会、修学旅行、合宿等の開催に要する経費(会場使用料及び宿泊費をいう。)	(1) 会場使用料補助(黒部市内で開催するコンベンションに限る) 学会、大会及び会議の開催(修学旅行、合宿を除く。)の場合、主要会場の使用料の1/2の額 (限度額10万円) (2) 宿泊支援補助 ① 学会・大会・会議等 1 県外からの参加者 1人1泊1,000円 2 外国からの参加者で日本国籍を有しない者 1人1泊6,000円 (限度額100万円) ② 修学旅行・合宿等 県外からの参加者 1人1泊1,000円 (限度額50万円)

(平24告示64・一部改正)

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条に規定する補助金交付申請書(様式第1号)により、開催日の1ヶ月前までに次の関係書類等を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書又は開催趣意書(要綱)(様式第2号)
- (2) 収支予算書又は資金計画書(会場使用料、宿泊費を含む)(様式第3号)
- (3) 団体の規約・定款及び役員名簿
- (4) その他必要と認める書類

(平22告示58・一部改正)

(交付条件)

第6条 規則第5条に規定する補助金の交付に付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長に承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（補助の決定）

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要があるときは条件を付するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定をした場合は、速やかにその決定の内容等を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助金の交付を受けたものは、事業が完了したとき又は補助金に係る会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書（様式第5号）に次の関係書類等を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第6号）
- (2) 収支決算書（様式第7号）
- (3) 宿泊証明書（様式第8号）
- (4) 会場使用料の領収書又は請求書のコピー等

（補助金の返還）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱又は交付の条件に違反したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月27日告示第58号）

この告示は、平成22年10月27日から施行する。

附 則（平成24年7月9日告示第64号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第34号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による用紙は、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。

様式第1号(第5条関係)

番 号
年 月 日

黒部市長 あて

申請者住所
名称及び代表者名

年度黒部市コンベンション開催支援補助金交付申請書

年度において を実施したいので黒部市コンベンション開催支援補助金を交付されるよう黒部市補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 金 _____ 円

関係書類

- (1) 事業計画書又は開催趣意書(要綱)
- (2) 収支予算書又は資金計画書(会場使用料、宿泊計画を含む)
- (3) 団体の規約・定款及び役員名簿
- (4) その他、当該コンベンションに関わるパンフレット等の参考資料

様式第2号(第5条関係)

事業計画書

コンベンションの名称	
開催(予定)期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 () (※修学旅行・合宿開催の場合、宿泊期間)
開催する主な会場の名称	(※修学旅行・合宿開催の場合、宿泊先)
開催する主な会場の使用料の見込み	円 (※会場が市外のコンベンション及び修学旅行・合宿開催の場合、記入不要)
参加予定人数	国外からの参加者 人 (内宿泊 人) 県外からの参加者 人 (" 人) 県内からの参加者 人 (※会場が市外のコンベンションの場合、宿泊者数のみ記入)
延べ宿泊予定数	国外からの宿泊者 延べ 人 (泊) 県外からの宿泊者 延べ 人 (泊) 合 計 人 (泊)
事業の概要 (目的及び内容)	

様式第3号(第5条関係)

収 支 予 算 書

(単位：千円)

収 入		支 出	
科 目	予 算 額	科 目	予 算 額
合 計		合 計	

様式第4号(第6条関係)

番 号
年 月 日

黒部市長 あて

申請者住所
名称及び代表者名

年度黒部市コンベンション開催事業計画変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付け黒部市指令商第 号で補助金の交付の決定のあった黒部市コンベンション開催支援補助金について、次のとおり事業計画を変更(中止・廃止)したいので、承認されたく関係書類を添えて申請します。

記

- 変更理由
- 変更の内容(事業計画書の変更の場合のみ)
変更前補助金交付申請額 円
変更後補助金交付申請額 円
- 中止の期間(中止の場合のみ)
年 月 日～ 年 月 日

添付書類

事業計画の変更にあつては、当該事業計画の変更が明らかとなる書類

様式第5号(第8条関係)

番 号
年 月 日

黒部市長 あて

申請者住所
名称及び代表者名

年度黒部市コンベンション開催支援補助金実績報告書

年 月 日付け黒部市指令商第 号で補助金の交付決定通知のあった黒部市コンベンション開催支援補助金について、黒部市補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 宿泊証明書
- (4) 会場使用料の領収書又は請求書のコピー等
- (5) その他必要と認める書類

様式第6号(第8条関係)

事業実績書

コンベンションの名称	
開催期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 () (※ 修学旅行・合宿開催の場合、宿泊期間)
開催した主な会場の名称	(※ 修学旅行・合宿開催の場合、宿泊先)
開催した主な会場の使用料	円 (※会場が市外のコンベンション及び修学旅行・合宿開催の場合、記入不要)
参加人数	国外からの参加者 人 (内宿泊 人) 県外からの参加者 人 (〃 人) 県内からの参加者 人 (※会場が市外のコンベンションの場合、宿泊者数のみ記入)
延べ宿泊数	国外からの宿泊者 延べ 人 (泊) 県外からの宿泊者 延べ 人 (泊) 合計 人 (泊)
事業の実績報告	

様式第7号(第8条関係)

収 支 決 算 書

(単位：円)

収 入		支 出	
科 目	決 算 額	科 目	決 算 額
合 計		合 計	

